

問 期末一時扶助の支給対象者はどのような者か。また、十二月中に入院入所又は退院退所した場合の適用方法はどうか。

答

一 支給対象者

まず、期末一時扶助の支給の趣旨ですが、年末年始における一時的な特別の生活需要（いわゆるもち代等の越年資金）があることに鑑み、これに対応するものとして支給されるものです。

このように年末年始の特別な需要に対応するものであることから、十二月から一月にかけて引き続き保護を要する状態にあるものに対して支給されるものです。したがって、例えば一月一日に保護を廃止される者（十二月三十一日まで保護を受ける者）及び一月一日以降に保護を開始される者は期末一時扶助の支給の対象とはならないものです。

また、期末一時扶助は臨時的需要に対応するものであることから、保護開始時の要否判定には用いられません。保護廃止時の要否判定には用いられ、十二月一日以前から継続して保護受給中の者について、十二月における要否判定を行って、期末一時扶助を計上すれば保護要となるが、それを計上しなければ保護要となるケースがあります。この場合については、更に一月においてもその者の収入

が最低生活費を上回る状態であるか否かを確かめ、一月一日には保護を要しないのであれば、前述のとおり期末一時扶助の支給要件を満たさないことから、結局十二月一日から保護を廃止することになります。

なお、一月一日以前の保護廃止のケースで既に期末一時扶助を支給済である者については、法第八十条の適用をすべき場合を除き、金額返還させることとなります。

二 適用方法



期末一時扶助の適用は、被保護者が十二月三十一日から一月一日における一般生活費（期末一時扶助を除く。以下同じ。）がどのように認定されるか（適用級地、収容・居宅の別）によって変わってきます。

通常は、一般生活費は居宅基準及び収容基準が当該居住地及び施設所在地の級地によって適用されることから問題はありませんが、次のように十二月の途中で入院入所又は退院退所したような場合には基準生活費の適用とあわせて期末一時

扶助の取扱いについても留意する必要があります。

- (1) 居宅において保護を受けていた者が級地の異なる医療機関に入院した場合、十一月以前に入院し一月以降も引き続き入院を要する場合は、十二月には一般生活費の認定の変更（入院患者日用品費の認定）が行われていることから、期末一時扶助についても医療機関の所在地の級地による基準が適用されることとなります。

イ、十二月中途に入院し一月以降も引き続き入院を要する場合は、入院期間が一月以上であるか否かにかかわらず十二月においては一般生活費の認定の変更を要しないことから、期末一時扶助についても入院前の居住地の級地による基準がそのまま適用されることとなるものです。

ウ、医療機関に入院していた者が十二月中に退院し、引き続き居宅又は保護施設において保護を要する場合は直ちに一般生活費の変更が行われることから、期末一時扶助についても居住地又は収容施設

所在地の級地による基準が適用されることとなります。

- (3) 保護施設に収容されていた者が年末から年始にかけて入院した場合及び十二月の途中で保護施設を退所し、居宅において年末年始におお保護を要する場合、入院日又は退所日から一般生活費の変更が行われることから、既に決定してある保護施設における期末一時扶助費に代えて入院地又は居住地の居宅基準による期末一時扶助を支給することとなるものです。

なお、保護施設における収容措置が廃止されないまま一時的に帰宅する場合は収容の期末一時援助が計上されることとなるので念のため。

- (4) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は内部障害者更生施設に収容されていた者が入院した場合は、それぞれ老人福祉法及び身体障害者福祉法による措置が廃止されない限り（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについては入院時よりおおむね三ヶ月間は廃止されない。）各法で生活需要は満たされていることから、医療扶助を除き生活費は生活保護で対応する必要はないものです。

なお、身体障害者更生援護施設（内部障害者更生施設を除く。）や精神薄弱者援護施設等に収容されている者についてもそれぞれ各法から期末一時扶助が支給されることとなっていることから、生活保護では支給しないこととなっています。